

# 鳥取縣公報

告 示

昭和二十六年三月三日 外土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第二百五号

鳥取縣開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十六年三月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程

第一條 知事は開拓事業の促進を図るため入植施設の災

害復旧に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

第二條 補助金は開拓農業協同組合、同連合会その他知事の適當と認める團体の行う住宅の災害（全壊又は半壊の程度をいう。以下同じ。）復旧に要する費用に対し交付する。

第三條 補助の交付を受けようとする者は交付申請書に左の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一、事業計画書（第一号様式）
- 二、箇所別個人別調書（第二号様式）
- 三、收支予算書（第三号様式）

四、その他知事の必要と認める書類

第五條 補助金の交付を受けた者が前條に掲げた書類の記載事項に変更を加えようとする場合にはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第六條 補助金の交付を受けた者は事業成績書（第一号様式）及び收支決算書（第三号様式）を翌年度六月十日までに知事に提出しなければならない。

第七條 補助金の交付を受けた者は事業の実施に当り縣

の指導監督を受けなければならぬ。

第八條 補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当する場合は知事は補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

一、この規程に違反したとき。

二、補助金交付の條件に違反したとき。

三、事業施行の方法が不適當と認められたとき。

四、支出額が予算額に比し減少したとき。

第九條 補助金の交付に當つてはこの規程の外昭和二十六年農林省告示第二十号開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程を準用する。

#### 附 則

この規程は公布の日から施行する。

別 表

区分	一戸当 補助金 交付額	附	別表	
			全壊復旧	半壊復旧
九四五、〇〇〇以内円	四二〇、〇〇〇以内円		一戸当補助金	一戸当補助金
			主として昭和二十一年度以降の住宅補助金又は住宅資本として昭和二十一年度以降の住宅補助金又は住宅資本とした入植者	主として昭和二十一年度以降の住宅補助金又は住宅資本とした入植者

00305

#### 第一号様式

入植施設災害復旧事業計画書 事業成績書

事業主体名

災害復旧施設名	事業 事 業 量	摘要	
全壊住宅	戸 数	延坪数	事 業 費
半壊住宅			
計			要

記載上の注意 1、各施設毎に一戸当補助単価の異なる毎に記載すること。

2、摘要欄には各施設の一戸当りの平均坪数及平均事業費を記載すること。

#### 第二号様式

箇所別個人別調書

地 区 名		災 害 名		組合名
復旧区分	坪 数	工 费	復旧着手日	竣工又は同
県補助金	その他負担金	計	年月日	预定年月日
氏	名			

記載上の注意 1、復旧区分欄には全壊又は半壊の別を記載すること。

## 第三号様式

收 支 予 算 書 (又は收支決算書)

事業主体名

## 收入の部

種 別	本年度予算額	本年度決算額	比較増 △減		摘要
			△増	△減	
全 壊 復 旧 費					
請 負 費					
材 料 費					
勞 務 費					
雜 費					
半 壊 復 旧 費					

請 負 費	請 負 費	請 負 費	請 負 費	請 負 費	請 負 費
材 料 費	材 料 費	材 料 費	材 料 費	材 料 費	材 料 費
勞 務 費	勞 務 費	勞 務 費	勞 務 費	勞 務 費	勞 務 費
雜 費					
計					

## 記載上の注意

- 1、請負のない場合は本欄は記載しないこと。
- 2、摘要欄には材料の品目別、数量、金額、労務の種類別夫役数及金額を記載すること。

# 鳥取縣公報

告 示

昭和二十六年三月三日

外 土 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年三月三日から同年三月十日まで

◇鳥取縣告示第二百三号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六條に基  
き左記により臨時種痘を実施しなければならない。

昭和二十六年三月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、実施地域

外江町、境町、余子村、中浜村、大篠津村、和田村、  
夜見村、彦名村、崎津村、富益村、上道村、渡村、  
米子市、以上十三ヶ市町村

二、実施対象

右市町村全住民並びに法の適用をうける外国人居留者  
とする。

三、種痘期日